

障害者福祉制度の紹介

問合せ先／本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ(内線2162・2181)

各種手当

- ①特別児童扶養手当
 - 【対象】 Ⅱ重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育している父母など

【支給額】 Ⅱ月額

- ▼1級(重度) Ⅱ5万2200円
- ▼2級(中度) Ⅱ3万4770円

＊施設(母子入所を除く)に入所している方は対象外です。

②障害児福祉手当

【対象】 Ⅱ20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

＊施設に入所している方は対象外です。

【支給額】 Ⅱ月額1万4790円

③特別障害者手当

【対象】 Ⅱ20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

＊施設に入所している方または3カ月以上継続して病院・老人保健施設な

どに入院・入所している方などは対象外です。

【支給額】 Ⅱ月額2万7200円

＊上記①～③の支給額は、いずれも平成31年4月1日現在の額です。

「所得状況届」を提出してください

上記①～③を受給されている方は、本年8月から令和2年7月までの受給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりま

すので、必ず提出してください。
【受付期間】 Ⅱ8月13日(火)～9月11日(水)

＊土・日曜日を除く

重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者または知的障害者

の方に對する医療費の助成制度です。

医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請されると、助成金が振り込まれます。

【対象】 Ⅱ次のいずれかに該当する方

- ▼身体障害者手帳1・2級所持者
- ▼療育手帳A1・A2・A・B1(1Q35以下と判定された方)所持者
- ▼身体障害者手帳3級に該当し、かつ療育手帳B1(1Q50以下と判定された方)所持者
- ＊子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度よりも優先されます。

軽度・中等度難聴児補聴器助成制度

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の次の全てを満たす18歳未満の難聴児に補聴器の購入費の一部を助成します。

【対象】 Ⅱ

▼両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未

有料道路の割引

有料道路通行料金の割引が受けられます。ただし、割引を受けるためには、事前登録が必要です。(障害者1人につき1台のみ登録)

【対象】 Ⅱ

▼身体障害者手帳所持者が、自ら運転される場合

▼第一種の身体障害者手帳、A1・A2

・Aの療育手帳所持者が乗車し、その移動のため介護者が運転する場合
用自動車・ライトバンなど(本人、本人の親族など当該重度障害者を継続して日常的に介護している方の所有)

身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)



▲県ホームページ

身障者用駐車場を適正に利用していただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」を交付しています。申請方法、交付対象者などについては、県ホームページをご確認いただくか、

直接問い合わせください。

【利用証交付場所】 Ⅱ

- ・川薩保健所(隈之城町)
- ・ハートピアかごしま(鹿児島市)

＊利用証をお持ちでない方は、身障者用駐車場表示板のある駐車場に駐車しないなど、この制度に関するご理解とご協力をお願いします。

【申請・問合せ先】 Ⅱ県北薩地域振興局地域保健福祉課(川薩保健所内) 電話(23)3165

指定福祉避難所

本市は、7カ所の障害者支援施設などと福祉避難所の協定を締結しています。

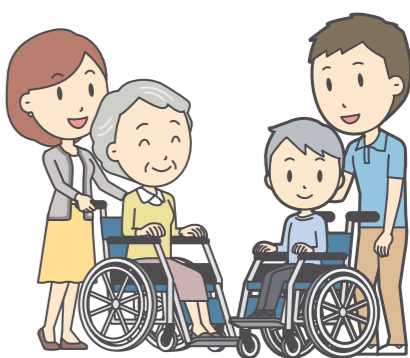
＊高齢者などが福祉避難所を利用するときは、障害・社会福祉課へ連絡してください。

＊あらかじめ予測可能な避難(予防避難)の場合は、短期入所などの障害福祉サービスをご利用ください。

＊福祉避難所の利用に際しては、障害支援区分認定が必要です。事前に障害・社会福祉課にご相談ください。

福祉避難所

- ▼亀山苑(宮内町)
- ▼川内なすな園(五代町)
- ▼薩来園(入来町副田)
- ▼川内自興園(百次町)
- ▼新葉学園(樋脇町塔之原)
- ▼麦の芽福祉会(中郷町)
- ▼ファミリーHP薩摩(水引町)



満の児童(ただし、医師が必要と認められた場合は30dB未満も対象)

補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師が判断する児童

＊dB(デシベル) Ⅱ音の大きさを示す単位。難聴の程度が強くなるほど、この値が大きくなります。

福祉タクシー等利用券

【対象】 Ⅱ次のいずれかに該当する方
(①～③は普通運転免許保持者を含む)

- ①身体障害者手帳1・2級所持者
- ②療育手帳A1・A2・A所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持

障害福祉の相談窓口(基幹相談支援センター)・虐待防止センター

名称	所在地	電話番号	ファクス番号
可愛会	宮内町2641	(22)0112	(22)0116
サニーサイド	中郷町4708-1	(21)1221	(21)1221
エンジョイ 縁Joy	水引町3247-1	(26)2463	(26)2430

＊障害者虐待防止センター 受付専用電話
☎080(5803)5358

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続きなどの支援を行います。

また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援も行います。虐待・権利侵害などを受けたまたは発見した場合は、速やかに相談・通報してください。

＊各種制度について、詳しくは障害・社会福祉課にお問い合わせください。